

佐賀県立白石高等学校 校則

1. 生徒指導の意義

生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しており、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものである。

2. 基本的態度

生徒指導が、教育課程の内外において一人ひとりの生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図る。

3. 表彰

校長は、生徒の本分を守り他の模範となる者又は特に賞賛に値する行為があった者を表彰することができる。

・次に掲げる表彰は、原則として年度末に行う。

- (1) 「皆勤賞」 皆勤とは年間を通じて遅刻、早退、欠席がないものをいう
- (2) その他校長が表彰に値すると認めるもの

4. 懲戒

校長及び教員は、教育上必要であると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。その他、校長は教育上必要と認めるときは、特別指導を行うことができる。

附則 この校則は、令和3年4月1日から施行する。